

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会 指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和元年7月9日（火） 開始時刻 18時00分 終了時刻 19時30分
開 催 場 所	別館4階 特別会議室
出 席 者	会長：相模 太朗 委員、副会長：服部 純子 委員、 委員：加嶋 章博 委員、武田 重昭 委員、原田 隆史 委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 会長、副会長の選任について 2. 委員会の運営について 3. 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定候補者選定について （1）枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の管理運営状況及び施設の概要について （2）枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者募集要項、基本仕様書について （3）枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者選定基準について 4. その他
提出された資料等の名称	資料1 諮問書（写し） 資料2 委員名簿 資料3 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場管理運営状況及び施設の概要について 資料4 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者募集要項（案） 資料5 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場管理運営業務基本仕様書（案） 資料6 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者選定基準（案） 資料7 枚方市立図書館条例 資料8 枚方市立図書館条例施行規則（今後、改正予定） 資料9 枚方市都市公園条例 資料10 枚方市都市公園条例施行規則（今後、改正予定）

	<p>資料11 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋)</p> <p>資料12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例</p> <p>資料13 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則</p> <p>資料 14 地方自治法(抜粋・第 244 条の 2)</p>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定。 ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。 ・ 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者募集要項(案) 17 ページの「別表 2」の記載を 18 ページに送る以外については原案のまま確定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <p>枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。</p>
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>本委員会の答申後に公開</p>
傍 聴 者 の 数	<p>—————</p>
所 管 部 署 (事 務 局)	<p>社会教育部 中央図書館、土木部 みち・みどり室</p>

審 議 内 容

開 会

(事務局) それでは、ただいまから、第1回枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会を開会いたします。

本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し枚方市長及び枚方市教育委員会から諮問書が提出されております。

委員の皆様のお手元にも、紙ファイルの中に資料1といたしまして、その写しをお配りさせていただいております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

なお、本委員会の諮問対象である、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場につきましては、図書館と公園の一部でありますみどりの広場とを一つの指定管理者に一体的管理運営を行わせようとするものでございます。

こうしたことから、諮問書につきましても図書館を所管する教育委員会と公園を所管する市長、それぞれから諮問させていただいたものでございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長・枚方市教育委員会の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容につきまして、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で採点いただくことによりまして、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。

本日を第1回といたしまして、答申まで全4回ご審議いただく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日出席委員は4名となりまして、5分の4のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨、ご報告させていただきます。(※後に原田委員が遅れて出席。)

それでは続きまして、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の資料はお手元の紙ファイルにつづらせていただいているものと、紙の状態で置かせていただいているものがございます。

本日の委員会のレジュメ、日程を記した資料がございます。

次に、つづっている資料といたしまして、資料1から資料14、また参考資料1、2とございます。それから別紙の1-1から19番までの資料がついております。

過不足など、ございますでしょうか。

案件（１） 会長、副会長の選任について

（事務局） それでは、案件をご審議いただきたいと思ひます。

まずは、案件（１）の会長、副会長の選任についてでございますが、本委員会には、本市条例の規定によりまして、委員の皆様のご互選により、会長、副会長を各１名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣いまして、適宜、法的または財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと思ひております。そうした観点から、会長を弁護士の相模太郎委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと思ひておりますが、いかがでしょうか。

< 異議なしの声あり >

（事務局） ありがとうございます。

それでは、会長を相模太郎委員に、副会長を税理士の服部純子委員を選任いただくことをご承認いただきました。

恐れ入りますが、相模太郎委員、服部純子委員は会長、副会長の席へご移動をお願いいたします。

< 会長・副会長の席へ移動 >

（事務局） それでは、会長・副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

（会長） ただいま本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。

会議の進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

（副会長） ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

（事務局） ありがとうございます。それでは、以降は相模会長に進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

案件（２） 委員会の運営について

（会長） それでは、案件（２）委員会の運営についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは説明いたします。

まずは本委員会を進めるに当たりまして、会議の公開・非公開、次に会議録の作成方法と公開・非公開、次に会議資料の公開・非公開の３点についてご決定いただきたいと思ひております。

お配りしております資料 11 の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開に関するルールについて定めたものでございます。第 3 条の網掛け部分でございますが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第 2 項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局といたしましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容につきましては、この第 3 条の（2）枚方市情報公開条例第 5 条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には資料の裏面をご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第 5 条第 1 項第 6 号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を非公開とすることができるものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規定の第 6 条第 4 項にありますように、審議の経過がわかるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、A 委員、B 委員、C 委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局といたしましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で答申をいただいた後、公開する取り扱いとさせていただいてはどうかと考えています。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明させていただいた会議録と同様に、枚方市情報公開条例第 5 条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとさせていただいてはどうかと考えております。

ただ、資料のうち、委員名簿についてでございますが、資料 2 をご覧ください。委員名簿につきましては、この資料 2 のとおり、情報公開を進める今日の状況から本市では公表している現状がございます。事務局といたしましては、資料 2 に記載されている程度で委員名とご職業を公表したいと考えております。

なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性がございますが、接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定したいと考えております。

以上でございます。

(会長) ただいま、事務局から委員会の公開等に関して説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

(B委員) 委員の氏名については答申後ではなくて、直ちに公開するということですか。

(事務局) そうです、名簿につきましては、公開させていただきます。

(B委員) それ以外の内容については答申後、公開するということですか。

(事務局) はい、そのとおりです。

(B委員) 例えば、選定のときの採点表とかそういったものも含めて答申後には直ちにそのまま公開されるという、そういう理解でよろしいですか。

(事務局) それぞれの委員の採点表については公表いたしません。全部、集計したもののについて公開とさせていただくということです。

(B委員) 何社の応募があるかわかりませんが、全ての社の点数とか名前とかが公表されるという意味ですか。

(事務局) そうです。

(会長) ほかに何かございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公開することとし、ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表する、これでご異議ないでしょうか。よろしいですか。

< 異議なしの声あり >

(会長) ご異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

次に、本委員会の日程、その他について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) お手元の指定管理者選定委員会の開催日程(案)をご覧ください。

A4サイズ1枚ものになりまして、横長の資料になります。お机に置かせていただいているものでございます。

公募により選定を行っていただく本委員会につきましては十分な調査、審議を行っていただくため、4日間の日程で開催させていただいてはどうかと考えております。

本日は、第1日目といたしまして、この後、資料3の施設の概要及び管理運営状況について、資料4の募集要項(案)、資料5の仕様書(案)について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で本市において最終決定をまいります。

続きまして、資料6の選定基準(案)についてですが、この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様にご申請団体を評価いた

く際の基準となるものでございます。

＜ 原田委員が到着 ＞

ただいま、進行といたしましては、会長、副会長を決めさせていただきます。それから情報公開、非公開を決定させていただいたところでございます。

それでは、続けさせていただきます。

申請団体をご評価いただく際の基準となるものが選定基準（案）となりまして、これにつきましても本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定してまいりたいと考えております。

また、本日の委員会で募集要項案をご覧いただきまして、本市においてその内容を確定いたしますと、7月17日水曜日からホームページで配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、8月14日水曜日から応募書類の受け付けを行う予定となっております。

また、第2回、次回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書の提案内容が、本市が求める要求事項を満たしているかご確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法についてご審議いただきたいと考えております。

続きまして、第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第4回の委員会で採点結果をご報告いたしまして、委員の皆様のご合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

なお、申請団体が多数となった場合に備えまして、第3回の委員会については、予備日を設けさせていただいております。

続きまして、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割についてご説明をさせていただきます。

ファイルにとじてあります資料14の次、別紙参考資料をご覧ください。「1. 指定管理者制度の概要」でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた公の施設の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとしたしまして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度でございます。本市におきましても、住民サービスの向上、また、より効率的、効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態といたしまして、現在、21施設57カ所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と現行の指定管理者制度との相違点につきましては、資料の中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照をお願いしたいと思います。

次に、資料の下段にまいります。指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当か

どうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長、枚方市教育委員会に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに5名体制で合議体を構成するものとしております。

裏面をご覧ください。

本委員会の諮問対象である枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の選定内容について、記載しております。

資料の表、左端の列に、選定方法などの区分を、中ほどの列に、本施設、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場における選定内容を、また、右端の列には備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。

上からまいりまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を公募することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、3年間としております。本市では指定管理期間を原則5年としておりますけれども、今回の選定はその例外的取り扱いとなります。

例外的取り扱いとする理由につきましては、表の下の※印にありますとおり、今回、新たに建て替えを行った施設で、光熱水費等については、市で支払うなど、不確定要素が多く、施設維持の費用の算定が困難との観点から、指定管理期間については3年とするものでございます。

次に、指定管理料、それから利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。

以上が、本施設の選定に関しての基本的な事項でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

(会長) ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

(A委員) 指定管理期間が3年間ということですが、その次は、また選定をされるということになるのでしょうか。

(事務局) 3年後に改めて選定をさせていただいて、決定するということとなります。

(会長) ほかに何かございませんか。

< なし >

案件（3） 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定候補者選定について

(会長) それでは、次の案件に移ります。

案件（3）①、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の管理運営状況及び施設の概要についてを議題とします。事務局から説明をお願い

いします。

(事務局) それでは、図書館からご説明いたします。

資料3、「枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場の管理運営状況及び施設の概要について」をご覧ください。

香里ヶ丘図書館は昭和48年7月、枚方における最初の図書館分室の一つとして、開室した香里ヶ丘分室が前身となります。翌、昭和49年11月、現在の地に移転し、香里ヶ丘図書館として開館しました。その後、昭和54年に増築を行って、平成17年に中央図書館に機能が移るまで、自動車文庫「ひなぎく号」の基地としての役割を担うなど、本市の南部地域における図書館サービスの拠点として、地域に根差した図書館サービスを提供し続けてきました。

現在、建設中の新施設は地上2階建て、1階部分に閲覧室、お話コーナー等があり2階部分に多目的室が2部屋あります。内1部屋はパーティションで部屋を区切って、2部屋としての使用も可能です。

蔵書数は休館前で約8万8,000冊でございます。

次に、管理運営状況をご覧ください。

閉館前の、平成27年度から29年度にかけての3カ年の変化となります。

香里ヶ丘図書館は毎年290日前後の開館日数です。貸し出し冊数は平成29年度の最後1カ月は解体工事着工前の引っ越し作業に伴って、予約本の貸し出しのみとしたため、1割程度減っておりますが、約36万冊の貸し出しでした。

最後に、施設の収支状況を記載しておりますので、ご覧ください。

なお、資料にも記載しておりますが、こちらの資料では図書購入費や巡回業務、システム開発・維持管理関連経費等、指定管理者が負担しない部分については記載しておりません。

(事務局) 続きまして、1ページに戻っていただきまして、枚方市立香里ヶ丘中央公園みどりの広場をご覧ください。

みどりの広場は香里ヶ丘中央公園の一部で、現在の旧バラ園の部分を新たにみどりの広場として整備するものでございます。その整備したみどりの広場を指定管理者に管理運営していただくこととなります。工事は今年の10月ごろから始まりまして、来年の3月末に完成する予定でございます。

みどりの広場の図面を具体的に見ていただきたいと思っておりますので、別紙1-3、恐れ入りますがお開き願いますでしょうか。

面積といたしましては、2つの円形の園路を重ねたイベント広場部分と図書館に接している景観法面部分で合計2,145平米となります。

こちらを指定管理者に運営管理をするものでございます。

ほかに施設といたしまして、ベンチ、散水栓、イベント等に使用できる電源を設置する予定です。

また、みどりの広場は、図書館2階部分とブリッジで連結していきまして、図書館との出入りが可能となっております。広場部分は終日開放となります。

恐れ入りますが、資料3にお戻りください。

資料3の3ページ目、②香里ヶ丘中央公園（参考：指定管理区域外にある有料施設）をご覧ください。みどりの広場は新設広場となりますので、参考として、香里ヶ丘中央公園にある運動広場の過去3年の利用数及び利用率を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、資料3の説明について終了させていただきます。

（会長） ただいまの説明の内容について、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

< なし >

（会長） よろしいですか。

それでは、次の案件に移ります。

案件（3）②、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者選定の募集要項と基本仕様書についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、資料4、「枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者募集要項（案）」及び資料5、「枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場管理運営業務基本仕様書（案）」に基づき、ご説明いたします。

募集要項は、指定管理者を指定する際の申請者の資格や、提出を求める申請書類の内容などといったルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書は、本市が当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

本日、これらの内容について、委員の皆様からのご意見等をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。それでは、内容の説明に入らせていただきます。

資料4、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者募集要項（案）をお開き願います。

1. 対象施設につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりでございます。

次のページに移りまして、2. 管理の基準で、休館日・開館時間を定めています。

3. 業務の範囲・内容は、後ほど基本仕様書で説明させていただきますが、ここでは※印のある業務については再委託ができないことを明示しております。

4 ページ目の指定の期間では、このたびの公募にかかる期間を3年と明記しております。

5. 提案上限額で、指定管理料の上限を2億1,865万9,000円と定めています。

提案上限額は参考資料1、指定管理料上限額の算定根拠をご覧ください。

上限額の算定は、人件費については27年度から29年度までの市直営時の配置人数から市職員の標準人件費等をもとに積算した結果に、従来の香里ヶ丘図書館の業務以外に増える多目的室の管理業務と公園の機能連携イベント分を算出し追加いたしました。

委託料につきましては、旧施設を取り壊した後、新たに建設した施設であることから、図面等の資料をもとに、複数のビルメンテナンス業者に見積もりを依頼し、その平均値から算出しました。

修繕料、そのほかにつきましては、3年間の合計に消費税改定分を上乗せしております。

なお、光熱水費につきましては、今回の指定管理期間中は、本市が負担することとし、上限額には含んでおりません。

恐れ入りますが、募集要項の4ページにお戻りください。

7の備品等管理区分は、市の備品等の貸与に係る取り決め、注意事項を記載しております。

8. リスク分担は市と指定管理者のリスク分担について、後の別表1、リスク分担表のとおりとしております。

9. 提案にあたっての確認事項は、後ほど選定基準においてご説明いたします。

10. 指定管理者に付与する権限では、付与する権限とともに、施設の改修・整備についても触れています。この中では、施設の魅力アップのための改修改善提案を求めていることに触れています。

7ページ、11. 経理に関する事項では、利用料金制度の適用は行わないこと、指定管理者の徴収または収納事務、また、図書館2階の多目的室の目的外使用に係る貸し出し事務について、指定管理者に別途委託します。ただし、委託料は指定管理料に包含し、市から委託料の支出は行いません。

その他、指定管理業務に係る経費や収入はほかの事業とは別の口座で管理すること、電話機やパソコンの使用に係る取り扱いなどを定めています。

9ページの12. 申請者の資格、その次のページ、13. 指定管理者の義務では、枚方市が申請者並びに指定管理者全般に求めている内容を列挙しています。

12ページ、14. 提出書類、JVで申請する際の留意事項で提出に当たっての確認事項を列挙し、16番で募集要項・指定申請書・様式等の配布から18. 申請書受付までスケジュールを明示しております。配布は7月17日、水曜日から9月12日木曜日まで、説明会は7月29日月曜日を予定しておりますが、申し込み状況によっては30日火曜日にも開催します。

質疑期間は7月31日水曜日から8月7日水曜日まで。回答の公開は8月1

4日水曜日から9月12日木曜日まで。

そして申請書の受け付けですが、質疑の回答と同じく8月14日水曜日から9月12日木曜日までとしております。

15ページ、19. 選定についてで、本選定委員会の概略を説明しています。

次、16ページの20. 指定については、本選定委員会における指定候補者選定結果の答申を受けて、本市が市議会に対し指定候補者を指定管理者とする指定議案を提出し、可決後に指定するという流れを説明しております。

21. 指定管理者指定後の手続等は、指定管理者と交わす協定書の説明でございます。

22. 事務引継ぎについては、今回の指定管理期間終了時に、次期指定管理者に業務を引き継ぐよう求めています。

23. その他では、ネーミングライツを導入する可能性について記載しております。

続いて、17ページ別表1、リスク分担表、18ページに別表2、管理運営状況一覧表をつけています。別表2では、現行の人員体制を左列に挙げ、右列に市が求める今後の管理運営体制を説明しております。指定管理者が配置する職員、全て従事者と呼称しております。そちらの体制として、総括責任者、図書館長、リーダー、サブリーダー、スタッフについてそれぞれの人数、兼務の可否を明示しております。なお、各従事者に求めている要件等については、基本仕様書の2～4ページにおいて詳細に説明しております。そちらのポイントを要約しますと、リーダー、サブリーダーは司書資格及び図書館勤務経験を求め、図書館長以下図書館従事者には従来どおりおおむね70%程度の司書有資格者を求めるとともに、図書館長に対しては3年以上の図書館経験を求めるが司書資格の要件を外して、よりマネジメントにすぐれた人材の確保につなげたことです。

最後に別表3で利用・運営・収支状況一覧表をつけております。

以上が募集要項の説明です。

(事務局) 続きまして、資料5をご覧ください。枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場管理運営業務基本仕様書(案)について説明させていただきます。

仕様書は、指定管理者が行う業務の範囲及び内容を示すもので、指定管理者はこの仕様書を十分に考慮して、施設の管理運営に努めることとなります。

1ページの1. 指定期間、2. 業務の対象施設については記載のとおりでございます。

1ページの3. 管理運営業務の内容については、(1)から(12)までの業務を記載しており、各業務の詳細については、8ページから17ページの業務要求事項について記載しております。

2ページ以降は、その業務の細かな仕様について記載しているものです。2

ページの4. 業務実施方針から、7ページの16. その他まで、仕様を定めています。この仕様にに基づき、指定管理業務を実施していただくことになります。

特に今回の公募に当たっては、2ページの4. 業務実施方針において(8)に記載しています、図書館とみどりの広場との一体的な利用を講じることを盛り込んでいることが特徴となっております。

8ページをご覧ください。

先ほどご説明させていただきました指定管理者が行う業務要求事項でございます。

図書館の業務につきましては、9ページに別紙10、枚方市子ども読書活動推進計画を、11ページに別紙15、第2次枚方市立図書館蔵書計画を、12ページに別紙16、枚方市立図書館第3次グランドビジョンといった市の計画や方針を挙げ、その考えのもと、多様な事業展開を求めています。特に第3次グランドビジョンで課題としていました、滞在型図書館、課題解決型図書館のコンセプトを具体化する提案を求めています。

次に、みどりの広場の利用についてですが、10ページをご覧ください。

10ページの(5) 図書館と広場の機能連携業務で、年間4回以上のイベントを行うこと、また、自主事業によるイベントや広場での物品販売等ができる旨を記載しています。

11ページにおいて、別紙11、香里ヶ丘図書館・中央公園の一体的な整備の考え方、別紙12、香里ヶ丘図書館建て替え基本計画を踏まえ、図書館と公園の一体的運営により、魅力的な事業を求めています。

以上、簡単ではございますが、資料5の基本仕様書についてのご説明とさせていただきます。

(事務局) 次に、別紙資料のうち、別紙5、事業計画確認事項一覧について補足説明させていただきます。この書類は、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているものでして、内容といたしましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端からそれぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体は、その右隣の提案内容の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載しております。これら右側2列の記載内容は、申請団体みずからが記載するものでありまして、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置づけになっております。

委員の皆様にご審議いただく対象は、あくまで事業計画書そのものでありますので、審査の参考にしていただければと考えております。以上でございます。

(会長) ただいま説明がありました募集要項と基本仕様書につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。何かございませんか。

(B委員) 資料4、募集要項の7ページ、10番、指定管理者に付与する権限のうち、広場の使用許可権限と使用許可の制限事項に関する権限というのは、どういうものですか。

(事務局) まず、広場の使用許可権限は、都市公園条例行為の許可の制限になりますが、例えばイベントで運動をすとか、読書すとか、そういう行為についての許可をすというものでございます。

(B委員) これは、今回選ばれた指定管理者が他者から利用申請があったときに、それを許可することができるということですか。本来、枚方市がやるべき許可申請の業務を指定管理者が行うということですか。

(事務局) はい、そうです。使用許可の制限事項に関する権限につきましては、その許可を与えるときの条件についても指定管理者がつけることができることを記載させていただいています。

(B委員) 条例以外の条件もつけられるということですか。

(事務局) 例えば、芝生の上でイベントをする場合、芝生を傷めないような工夫をした形で物を設置してもらうとか、使われるとか、そういう使用面の条件をつけることができます。

(B委員) プラスアルファで条件を指定管理者側がつけてもいいよという、意味ですね。

(事務局) はい。

(B委員) これは指定管理者が使うときの許可ということではなくて、第三者から申請があったときの許可を事務的に扱うことですか。

(事務局) そうです。プラス、指定管理者が自主事業として行うものについても同じような形で許可を行うものです。

(B委員) 付与する権限と書いてありますけれど、2番目は権限ですね。一番目の許可権限というのは業務としてやらないといけないことになるというイメージでよろしいですか。

(事務局) 条例の中で市長を指定管理者に読みかえて、やっていただきます。

(B委員) 何か申し出があったときは、指定管理者が審査をして、許可を出して、使用料についても指定管理者が一旦預かり、その後、市に納めることになるということですね。

(事務局) 使用料は市の収入です。徴収事務については別途契約をさせていただきます。

(B委員) 使用料は、いくら指定管理者がPRをして、たくさん民間事業者に使っていただいたとしても、民間事業者の収入がふえることにはならず、逆に事務作業がふえるということになっているという理解でいいですか。

(事務局) 指定管理者が行う自主事業につきましては、都市公園条例で定められた使用料、もしくはそのイベントの売り上げの5%を使用料としていただきますが、残りは指定管理者の収入になります。

- (B委員) わかりました。
- (会長) ほかにございませんか。
- (B委員) 続けて同じく 12 ページの 14. 提出書類に指定申請書、事業計画書の様式第 1 号、第 2 号というのがあるのですが、これはどのようなものですか。
- (事務局) 資料 13 の枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の後ろのほうに様式を定めております。様式第 1 号と第 2 号と第 4 号までとなっております。
- (B委員) 事業計画書については。
- (事務局) 様式第 2 号が事業計画書にあたります。
- (B委員) ここに書いてある項目、既に記載されてある項目というのが、5 ページの確認事項と合っているということですか。
- (事務局) 資料 4 の募集要項の 5 ページ、9. 提案に当たっての確認事項の 1 から 6 の大項目と、様式第 2 号にあります、黒括弧になっている 1 番、「申請団体の経営方針等に関する事項」といったところが対応しているような様式となっております。
- (B委員) その枚数が 12 ページに定められているということですか。
- (事務局) そうですね。
- (B委員) 先ほどおっしゃっていたとおり、ここに書いてあることと横長の対応表とが対応しているということですかね。
- (事務局) はい、そうです。
- (B委員) わかりました。事業計画書については、上限枚数が決まっているということですね。100 枚とか 200 枚の計画書は出てこないようには、一応なっているということですね。わかりました。
- (会長) ほかにございませんか。続けてでも結構です。
- (B委員) 資料 4 の 17 ページの下に「別表 2」という文字が来てしまっているの、18 ページの上に訂正したほうがいいと思います。
- (事務局) はい、ありがとうございます。
- (C委員) 自主事業の範囲というのがよくわからないのですが、何でも提案することができるかと読んでいいのでしょうか。図書館法の定める無料原則の範囲に収まれば何でも構わないと読んでもいいのですか。
- (事務局) 自主事業に関しましては、図書館内においては収支均衡となれば自主事業として提案いただくことは可能です。ただ、入館料をとったりというのは図書館法で禁止されておりますので、そちらはとらないということではあります。
- (C委員) 例えば、収支均衡で図書の貸し出しだけに力を置くというのはできませんよね。そういう意味で単なる収支均衡だけではないと思うんですけど、どの範囲までと考えておられますか。
- (事務局) その自主事業として想定している部分につきましては、図書館内というよりも、みどりの広場を活用した中であるとか、多目的室を活用した中、図書館

の貸し出し返却レファレンス等に係る部分というよりも、みどりの広場を活用しながらいろいろなイベントを考えていただくというのが、主に想定している部分になります。

(C委員) 想定はそのとおりなんですけど、想定外のことを出されたときに問題がないというのはどこかに記述があるのですか。

(事務局) 自主事業で、どのようなことができるかということで、みどりの広場は都市公園法に属しておりまして、基本的には都市公園条例に基づく許可の対象となっています。ですから、専ら営利を目的にするようなものにつきましては、基本的には都市公園法上はふさわしくない行為ということで、許可の対象にはなってきません。もともと設置目的は、地域の活性化や、図書館との一体利用というところの部分で、魅力化事業といいますか、その辺の補助等もやってもらうことは目的にあっています。

(C委員) 想定されるものがどういうものであるとか、もしくはそうなるだろうということは十分予想しているんですけども、それが悪用じゃないですけど、何ら歯どめというふうに読めなかった場合、問題かなと心配になってきたんですけども。だからといってそれを余り制限かけてしまうと、いろいろとできなくなるので、それも困るなと思っているのですが。

(事務局) どんな提案が出てくるのかというのは、提案事業であり自主事業であり、それぞれ市のほうに提案いただいてから、それがこちらの目的とするところから外れるのかどうかというのは、確認した上で実施していただく考えでございます。

(C委員) もう一つは、図書館長の3年以上の図書館経験ですけども、これは司書資格を除いたのは、司書資格を持たずに図書館長に図書館におられている方がいっぱいいらっしゃるんで、その方々が図書館長になられることを想定してということだとは思いますが、それ以外の条件、その他についてはここにはないということでしょうか。

(事務局) 指定管理者のほうで正規雇用とする正社員というような条件を付しています。

(C委員) 以前に、正社員であることというのがリーダーと図書館長に求められていて、その方々に関しての単価ですとかそういうものについての何か記述もあったような気がしたんですけど、今回は条件にないのですか。

(事務局) そこについては設けておりません。

(C委員) そうすると、ほかのところと違いが出てくるということですか。

(事務局) 他の蹉跎とか牧野とか楠葉等の図書館でも、ここで記載しているような条件になっております。

(C委員) これまでの公募と同様に出ているということですか。

(事務局) はい

(会長) ほかにございませんか。

(B委員) 例えば、事業提案として休館日や開館時間を変更して、もう少しサービスをしますとかという提案は、していただいてもいいということでしょうか

(事務局) そうですね、現在考えております開館日等につきましては、図書館に限って考えますと、かなり広い範囲のところを示していますので、可能か不可能かといいますと、例えば、閉館時間を21時ではなく、22時とするといったことを想定していただくことは可能ではありますけれども、まず、人の配置であるとかそういったことを考えますと難しいのではないかと考えているところです。

(会長) ほかにございませんか。

(A委員) 資料4の5ページ目、提案に当たっての確認事項という表の2番の②のイとウのあたりですが、利用者サービスの向上の提案と、事業の提案というふうに項目がわかれているんですけども、例えば、図書館と公園の機能連携に対する何か提案というのは、この事業提案として評価をするのでしょうか。この場合はウの中に、14番目に書かれているんですけども、利用者サービス向上の提案として見る場合もあると思うのですが、例えば、利用者サービスの向上と事業というふうに何かわけて考えておられるのか、言葉の意味かもしれませんが、利用者サービス向上の提案、それから事業の提案とは何か、どういうふうにそれぞれを理解すればよろしいでしょうか。

(事務局) 今おっしゃっていただいた質問は非常に近い内容で、どちらにも結びつくような内容になってくると思います。

事業ということと言いますと、イベントといったものが主になってくると思いますが、利用者サービスの向上提案で言うと、日常的な利用の向上と考えております。ただ、出されてきた内容によっては、両方にまたがるのではないかなというところがありますので、一定、提案が出てきた中では整理をしていきたいと思っています。

(A委員) 応募者もそれぞれにわけて横長の表に書かれて出てくると思いますが、その掲載されたものを受けて評価していくということではよろしいですか。

(事務局) はい。

(会長) ほかにございませんか。

(C委員) 市立香里ヶ丘図書館の現在の利用状況の中で、現在の職員数は常勤と非常勤を合わせて何名でしょうか。

(事務局) 資料4の18ページの、表の左側が29年度現在ということになりますが、こちらの館長1人、職員3人というような構成になっております。

(C委員) それに対して、令和2年以降の管理運営体制は、複数名としか書いていないのですが、トータル5名勤務体制ということになるのでしょうか。

(事務局) この体制の中で、人数ということでは指し示してはいません。これは、これまでの募集要項と同じような形にはなりますけれども、開館日それから時間等を含めまして検討いただいて提案をいただくというような中身にしており

ます。確かにこれまで、平日でしたら 19 時までの開館、そこが 21 時までになるというところで利用状況のことも検討をいただいて、カウンターには 2 人以上配置することということにさせていただいております。ただ、繁忙期につきましては、それは指定管理者で検討をいただいて応援体制を組むような人員体制をご提案いただきたいという内容です。

(会長) ほかに何か、ご質問、ご意見ございませんか。

よろしいですか。先ほど委員からご指摘があった資料 4 の 17 ページから 18 ページにかけての記載を修正いただいて、それ以外については本件について、ただいま事務局から説明があったとおりの内容でよろしいでしょうか。

< 異議なしの声あり >

(会長) そのように了承いたします。修正をよろしくお願いします。

(事務局) ありがとうございます。

(会長) それでは次に参ります。

案件 (3) ③、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者選定基準についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、選定基準について、ご説明いたします。

資料 6、「枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者選定基準 (案)」をご覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体をご採点いただく際の基準となるものでございます。

まず 1. 指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方では、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に 2. 本委員会の審議体制、3. 審議・採点の方法のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、ご採点いただく旨を記載しております。

次に 4. 選定結果の公表では、選定の概況等を市のホームページに公表する旨を記載しています。

次に、ローマ数字のⅡ、選定委員会における審議の内容をご説明します。

まず 1、内容審査ですが、資料の 3 ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の要求事項を単位として、2 ページに記載のとおり、各委員に A から E までの 5 段階でご評価いただきます。仮に、全ての要求事項で A 評価、満点をつけられた場合、委員一人当たり 120 点満点、委員 5 名で合計 600 点満点となります。

詳細につきましては、改めて後ほどご説明します。

ローマ数字のⅢ、指定管理料については、資料 2 ページの下のほうに記載し

ている計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料、3年間分の合計額のうち最も低い額を提示したものを満点の400点とし、2番目に低い額との差を400点から差し引きして点数化をします。

最後にⅣ、総合評価ですが、ご説明させていただいたとおり、事業計画の内容審査600点満点と指定管理料400点満点をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000点満点とする総合評価方式でどうかと考えております。

審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきまして説明させていただきます。

参考資料2、「資料6、指定管理者選定基準」に係る補足説明資料をご覧ください。

先ほどの説明と重複しますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点600点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による400点満点の、合計1,000点満点とする総合評価方式でございまして、指定管理料につきましては最も価格の低い額を提案した申請団体を400点とし、そのほかの申請団体の得点化は、資料記載の計算式により、算出するものです。

次に、内容審査の600点満点につきましては、委員一人当たりの持ち点である120点が委員5人分で合計600点となるものです。

この採点は、資料1ページ目の下段に記載の選定基準（抜粋）のとおり、①経営方針や②指定管理者の指定を申請した理由といった要求事項を単位として、AからEの5段階評価を行っていただくものとなっております。

資料の2ページ目をご覧ください。採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、事業計画書の記載内容が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載の図は、申請団体から提出される事業計画確認事項一覧でございます。この資料を目当てに、本市の求める確認事項に対する提案がなされているのか。その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、資料の3ページをご覧ください。

行程②としまして、事業計画書の記載内容が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかご判断をいただきます。

なお、事業計画書だけでは判断が行いがたい場合や疑問点がある場合は申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断をいただくものとなります。

その上でまず、パターン①確認事項を満たしていると判断された場合です。本市が求める基礎的事項である確認事項を満たしている場合はまず、基礎点のC評価が確定し、続いて加点事項に該当するかどうかをご確認、ご判断をいただくこととなります。

加点事項とは、事業計画書で確認事項を上回る提案がなされている場合に加点の目安となる事項でございます。その内容は、資料下段の図、選定基準（抜粋）におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。事業計画書において、この加点事項を全て満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～3の加点事項が全て満たされている場合はA評価となり、一部が満たされている場合はB評価となります。

資料の4ページをお開きください。次に、パターン②、確認事項を満たしていない場合の取り扱いでございます。確認事項を満たしていない場合は、C評価とも、A評価やB評価にもなりません。減点に係る評価である、D評価またはE評価のご判断をいただくものとなります。D評価は確認事項の記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、またE評価は確認事項の記載がない、または求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。

ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になっているD評価をC評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

次に、資料最下段に参りまして、行程3といたしまして、最終的な評価をご確定いただきましたら、事務局で委員の皆様の採点結果と、指定管理料の提案額を得点化し、委員の皆様に提示させていただきます。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れになります。

なお、次のページ以降には内容審査の採点と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には、AからEでご評価いただきますが、その得点化については、事務局にて行うこととしております。

次に、資料6にお戻りいただけますでしょうか。

1枚めくっていただきまして、事業計画に関する内容審査をご覧ください。

事業計画に関する内容審査でございますが、配点のウエートを記載させていただいております。

まず、1. 申請団体の経営方針等に関する事項が9%の10.8点、2. 施設の経営方針に関する事項が61%で73.2点、3. 施設の管理に関する事項が10%で12点、4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項が8%で9.6点、5. 緊急時における対策に関する事項が7%で8.4点、最後に6. その他が5%の6点となっており、先ほどもご説明させていただいたとおり、委員の皆様お一人の持ち点は120点が満点となります。

加点事項につきましては、例えば、配点ウエートの高い、2. 施設の経営方針に関する事項であれば、確認事項の13. 「図書館2階多目的室の活用について提案されている」では、加点事項、14. 「多目的室の設置趣旨等を踏まえた、より具体的で実現性のある企画が提案されている」の設定をさせていただいております。

以上で、資料6. 選定基準（案）の説明とさせていただきます。

（会長） ただいま説明のありました選定基準の内容について、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

（C委員） 各要求事項に対し5段階評価という要求事項は、大きい項目の1、2、3という数字なのでしょう、それとも①、②、③もしくは、②のア、イ、ウといった要求事項は2段階になっていますが、どちらのほうで採点するものでしょうか。

①についてA、B、Cをつけるのか、それとも①、②、③を足して9%に対してA、B、Cをつけるのかという質問なのですが。

（事務局） 評価につきましては①に対して5段階評価ということになります。

（C委員） 配点ウェイト、得点を書いてある単位で評価をするということですね。

（事務局） そうです。

（C委員） わかりました。

（会長） ほかにございませんか。

（B委員） よろしいですか。まず資料6の1ページのところに3. 審議・採点の方法の最後に合議により採点するとあるのですが、基本的には各委員が点数をつけて、その後、合議。これはやり方がいろいろあると思うんですけども、私がよくやらせていただくのは、皆さんで一度採点した後に、皆さんの点数を見ながらそれぞれの講評をして、もう一度、各委員が採点し直す場合は直すというような感じになるのか、その点数を見ながら全員で、ここはAだ、Bだ、Cだと決めていくというやり方になるのか、これはどういうやり方をされるのですか。

（事務局） 基本、採点につきましては、応募者のプレゼンテーション終了後、目線あわせ、レベル合わせをしていただいた上で、採点をしていただく。そして採点をしていただいた上で、それぞれ採点結果何かをそれぞれの項目で、私はこう思うとか、そういったところを共有しながら、最終的に合議でもって決めていくというような内容です。

（B委員） 最終的にはこのメンバーで一つのA、B、Cをつけるのではなくて、点数を合算をしたものが点数になるということですか。

（C委員） 修正はあるにしても個人単位で決めていくということですか。

（事務局） まずは、それぞれの委員の先生方の採点をいただくということです。

（B委員） Cが基準を満たしている最低限で、A、Bがその上、Dが下というこういうやり方を今まで経験したことがないのですが、こういうふうに書いてしまうと、Cに満たしているか満たしていないかというのは、委員の裁量ではなくて、機械的に全員決まってしまうものなのかとも理解できるんですけど、このCの確認事項を満たしているかどうかという判断も各委員でやるという、そういうことですか。

(事務局) そうですね、基本的にはそれぞれの委員さんのそれぞれの専門的な見地がおありですので、その分野で1回見ていただいて、採点工作实际始まる前、あるいは始まった後に共有していただいた上で、それぞれの委員さんの点数を足した上で、合議で決めていくという形です。

(B委員) なるほど。これは感覚的な話で恐縮なのですが、若干、不自由な採点基準だと思っておりまして、例えば、基準点は満たしている、後は加点だというときに、この場合だと全ての項目を満たしていればAだけれども全てじゃなかったらBだと。でも、全てじゃないけど一部の項目にめちゃくちゃいい提案がしてあって、すばらしい提案なのだけれど全ては満たされていないというときには、これはBになってしまうというようなことになっているんですけど、例えば、このやり方というのは今までずっと枚方市ではこの基準でやられてきたのですか。

(事務局) はい。

(B委員) そういうことですか。わかりました。

(C委員) 現実には、今おっしゃったように、ものすごく飛びぬけたのがあるとAをつけることもあると思います。

(B委員) それも裁量ということで理解してもよろしいですかね。

(事務局) はい。

(C委員) よろしいですか。

(会長) お願いします。

(C委員) 過去の踏襲ということなのかもしれないですが、4ページの確認事項の7ですが、「提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されている」というこの項目は、指定管理料の得点化計算式の中に含まれているように思うんですけども、これは二重に加えることにはならないのでしょうか。

つまり、内容審査なのに指定管理料についての400点の部分の中の項目がこの中に含まれているように思うんですが。何となくそれだったらこの部分なくて、ほかのところにその12%の内の何%かかかるほうが、よりきれいなような気がするんですが、そんなことはないんですか。

前年踏襲かとは思いますが、何かものすごく金額ばかり、実は金額が40何%までなっているような雰囲気なんですけど。今からかえることはできないんですか。

(事務局) ここについては、提案上限額が下回っているということで、確かに提案額については点数化はしますが、ダンピングを予防する観点として、調査基準価格や、数値的判断基準として設定を行いますが、本当にその提案の金額が内容も含めて妥当性はあるというところもしっかり見ていきたいという観点から、これまでも入れさせていただいているところではあります。

(C委員) わかりました。

(B委員) この指定管理料 400 点というのもずっとこれでやられているということですか。

(事務局) そうです。本市では、内容の審査の部分と価格の部分につきましては、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」というのがございまして、これまでから内容にウエートを置いて 600 点、価格のほうに 400 点という比率で行っております。

(B委員) 変えたことはないということですか。

(事務局) そうですね。

(B委員) 他市と比較して、感覚的には高くてですね、指定管理が始まったころというのは割と価格重視でやっておられる市が多かったと思うんですけども、現在、余りそういうことにはなっていないくて、よりサービスの向上面での評価を重視するという傾向があると思っております、年々、割合が下がってきているような傾向、私の経験上はそういう傾向かなと思っております、指定管理料の 400 点満点というのはどの社かが必ず 400 点満点とるのですが 600 点満点とる社ってほとんどないんじゃないかなと思うので、実質問題、半分か半分以上ぐらいは指定管理料の評価得点が占める可能性もあるのではないのでしょうか。

(事務局) ダumpingが起こらない採点方式になっているということが、一つあるんですけども、金額のことも比較の対象だとは考えているところではあります。ただ、これまでの実績からしますと、近年においては、複数の応募があった場合、金額が一番低いところが選定されたケースはありません。

(B委員) そうなんですか。

(事務局) 2 年前に 6 分館を 2 施設ずつ分けて指定管理者を募集した際にも、複数の応募があったところでは、最低価格を入れてきたところではなく、提案がよかったところが結局選定されてきたというようなことがあります。今、この 4 対 6 ということで金額の比率が高いのではないかというご指摘ではありましたが、本市の図書館における実績の中では提案内容の差で指定管理者が選定されているというような状況です。

(B委員) ちなみにとられている社さんで何%ぐらいの金額を入れられるんですか。

(事務局) その差というのは案外数値的判断基準である 85%の縛りもありますので、わずかな差でした。記憶の中で申しわけないんですけども、5%まであったかどうかという感じですね。

(B委員) 85%よりのところで。

(事務局) ではなく、どちらかというと、上限額のほうに近い状況でした。

(B委員) わかりました。

(会長) ほかに何かございませんか。

(C委員) ここに挙がっている項目なんですけれども、枚方市全体、つまり枚方市立中央図書館を中心とした業務にかかわるような項目というのは、どこに入っているのでしょうか。

(事務局) 基準の中でということですね。中央図書館は司令塔としてコントロールしながらやっていくということになっておりますので、ここを出していただくものについては香里ヶ丘図書館での提案というのになります。

(C委員) それについては、ここに書くまでもなく共通という理解でよろしいですか。

(事務局) そうですね。

(会長) ほかに、何かございませんか。

よろしいですか。これ以上、ご質問、ご意見もないようですので、本件につきましては、ただいま説明のありましたとおりの選定基準、これに基づいて選定を行うということにいたします。

案件(3) 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定候補者選定について

(会長) それでは、次の案件に参ります。

(4) その他の事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 次回、枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会は、9月19日木曜日、午後6時から、この市役所別館4階の第4委員会室にて開催させていただきたいと考えておりますので、またご出席のほどよろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきたいと考えております。

また、本日、お持ち帰りいただいても結構でございます。その際には、次回の委員会にお忘れなくご持参いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

(会長) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、第1回枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者選定委員会を閉会します。

委員の皆様には、長時間にわたり本委員会の運営にご協力をいただき、ありがとうございました。

(閉会 午後7時30分)